

箕輪町公衆無線 LAN 利用規程を次のように定める。

平成 31 年 4 月 1 日

箕輪町長 白鳥 政徳

箕輪町公衆無線 LAN 利用規程

(目的)

第 1 条 この規程は、町民及び来訪者が平時及び災害時において情報を取得及び発信するための利便性の向上を図るため、箕輪町が整備した無線によるインターネット接続環境（以下「無線 LAN」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(サービスの内容)

第 2 条 本サービスにおいて、無線 LAN を利用する者（以下「利用者」という。）は町が委託する通信事業者（以下「委託事業者」という。）が提供するインターネット接続サービスを利用することができる。ただし、本サービスを利用した場合、町は、利用者が町の委託する通信事業者の定める利用規約に同意したものとみなす。

2 無線 LAN を利用することができる施設は、次のとおりとする。ただし、町長は無線 LAN メンテナンス時、イベントの実施等にあわせサービスの変更又は中止をすることができるものとする。

- (1) 箕輪町役場 1・2 階
- (2) 箕輪町役場正面駐車場
- (3) 箕輪町社会体育館
- (4) 箕輪町藤が丘体育館

3 無線 LAN の利用料金は無料とし、利用申請は不要とする。

(無線 LAN の利用)

第 3 条 利用者は、本規程に同意したものとみなす。

2 無線 LAN を利用するための通信機器（以下「パソコン等」という。）は、利用者が準備するものとする。

3 利用施設の既設電源の使用が認められている場合を除き、利用者が利用するパソコン等及びパソコン等の付属機器等に供給する電源は、利用者が準備するものとする。

4 利用者は、無線 LAN の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法律等を遵守しなければならない。

5 無線 LAN を利用するためのパソコン等の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

6 無線 LAN へ接続するパソコン等のセキュリティ対策は利用者が行うものとする。

7 無線 LAN を利用する者は、他の利用者の迷惑とならないように、音量等に配慮して利用するものとする。

8 その他の利用方法については、町長の指示に従うものとする。

(禁止事項)

第4条 利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 営業、販売行為その他もっぱら営利を目的とした事業を行う行為
- (2) 第三者、他の利用者若しくは箕輪町に不利益又は損害を与える行為及び与える恐れのある行為
- (3) 第三者を誹謗中傷したり、プライバシーを侵害したりする行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (6) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為
- (8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (9) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反する恐れのある行為又は町長が不適切と判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって箕輪町、利用者本人及び第三者に損害が生じた場合は、利用者が全ての法的責任を負うものとし、箕輪町は一切の責任を負わないものとする。

(利用の停止)

第5条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく直ちに当該利用者の利用を停止することができる。

- (1) 前条第1項各号で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、本規程に違反した場合。
- (3) その他利用者として不適切であると町長が判断した場合。

(運用の中止・変更)

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの利用を中止できるものとする。

- (1) 無線LANのシステムの保守又は工事を定期的又は緊急に行う場合
- (2) 暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
- (4) その他無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

2 無線LANの利用の中止等により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、理由を問わず、箕輪町は一切の責任を負わないものとする。

3 箕輪町は、利用者の承諾なしに無線LANのサービスの内容を変更できるものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者が本規程に違反した結果、箕輪町が損害を被った場合、箕輪町は利用者に対し、被った損害の賠償を請求できるものとする。

(免責)

第8条 利用者が無線LANを通じて得る情報等の完全性、正確性、確実性、有用性等について、箕輪町は、いかなる保証も行わないものとする。

2 パソコン等の種類若しくはソフトウェアの種類等その他の理由により無線LANが利用できない場合があっても箕輪町は責任を負わないものとする。

3 無線LANの利用によって生じたあらゆる損害について、箕輪町は一切責任を負わないものとする。

4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、箕輪町は一切の責任を負わないものとする。

6 町長は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを収集及び閲覧し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができるものとする。

7 町及び委託事業者がアクセスログを開示する必要がある場合は、裁判所の決定（令状等）に基づき対応するものとする。

（補足）

第9条 この規程に定めるもののほか、無線LANの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。